

4.5 目標を達成するために行う施策およびその実施主体

注1) 施策の評価について

注2) 実施計画について

I. 実施が不可欠なもの
検討

II. 低コストで効果が見込まれるもの
実証実験・効果検証

III. 一定のコストを要するものの、効果が期待され、社会実験により検証を行う施策
本格導入(実証実験で効果が検証できた場合)

本格実施

地域	目標を達成するために行う事業	関係者	№	事業内容	施策の評価			当初実施計画（年度）										報告および見直し内容	施策の評価			変更後の実施計画（年度）										関連ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	短期			中期				長期	Ⅰ	Ⅱ		Ⅲ	短期			中期				長期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
								21	22	23	24	25	26	27	28～					21	22	23	24	25	26	27	28～																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
中心部	バス路線再編	バス事業者	1-1-1	少系統多頻度運行を実現し、利便性が高く、持続可能な路線への再編 都心循環バスの検討	●											・少系統多頻度運行 平成22年度に、持続可能な路線に向けて見直しを行い、少系統多頻度運行を実施。今後、効果を検証しながら適宜見直しをしていく。 ・都心循環バスの検討 市とタイアップし、実施可能かどうか検討中。 なお、事業内容に2つの項目があることから、今後は分割し、個別に評価、見直しを行うことと現状に合わせた修正を提案。	●		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
				●																													33																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		県	1-1-2	赤字バス路線維持に向けた支援制度の充実												●												広域的幹線的な運行を確保するため、国や秋田市と協調し、「秋田県生活バス路線等維持費補助金交付要綱」に基づき支援を実施している。	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

4.5 目標を達成するために行う施策およびその実施主体

注1) 施策の評価について

注2) 実施計画について

I. 実施が不可欠なもの
⇨ 検討

II. 低コストで効果が見込まれるもの
⇨ 実証実験・効果検証

III. 一定のコストを要するものの、効果が期待され、社会実験により検証を行う施策
⇨ 本格導入(実証実験で効果が検証できた場合)

⇨ 本格実施

地域	目標を達成するために行う事業		関係者	№	事業内容	施策の評価			当初実施計画（年度）												報告および見直し内容	施策の評価			変更後の実施計画（年度）												関連ページ			
									短期				中期				長期					短期				中期				長期										
						I	II	III	21	22	23	24	25	26	27	28～	I	II	III	21		22	23	24	25	26	27	28～												
中心部	バス利用環境の改善	バス停へ上屋およびベンチの整備等	バス事業者	4-1-1	幹線バス路線の主要バス停での整備、交通バリアフリー特定事業計画に位置づけられた各事業の推進	●													幹線バス路線の主要バス停の整備に関しては、事業者単独では財政的に厳しいことから未実施。 なお、「秋田市バリアフリー特定事業計画」に掲げる、秋田駅前バスターミナルの時刻表示の移設、点字案内板の改良、案内放送システムの構築および放送設備の設置を完了済み。	●																			55	
			市	4-1-2	施設整備費用の支援制度の拡充、交通バリアフリー特定事業計画に位置づけられた各事業の推進																	施設整備費用の支援制度の制定は、財政的に難しく、引き続き検討を要することから実施計画の見直しを提案。 交通バリアフリー特定事業計画に関しては、平成22年度に、概ね全ての事業が完了している。今後は、この特定計画の次の段階として作成した「秋田バリアフリー基本構想」に基づき、計画の進行状況の把握に努め、各事業の推進を図る。																		55
	低床バス、ワンステップバスの導入	バス事業者	4-2-1	低床バス、ワンステップバスの導入	●														平成23年9月現在、秋田市内走行車両182台中、ワンステップバス61台、ノンステップバス7台。今後も車両の更新に合わせ導入していくが、事業者単独での導入には財政的に限界があるため、県、市による支援が必要。	●																			56	
		市 （協議会を市に訂正）	4-2-2	バス導入費用の支援制度の導入																	支援制度の制定は、財政的に難しく、引き続き検討を要することから実施計画の見直しを提案。																		56	
	市内バス・公共交通で利用可能なＩＣカードの導入検討	バス事業者	4-3-1	ＩＣカードの導入検討																導入の検討中。引き続き検討するが、事業者単独での導入は財政的に困難なため、行政による主導的な行動が必要。	●																			57
		鉄道事業者	4-3-2																	ＪＲ東日本では、ＩＣカード「Ｓｕｉｃａ」を導入しているが、秋田支社管内は「Ｓｕｉｃａ」エリアになっていない。 バス事業者とのＩＣカード乗車券の相互利用に関しては、秋田支社管内を「Ｓｕｉｃａ」エリアにする計画もないことから難しい状況である。																			57	
		協議会	4-3-3		●															市の調査報告を受けて検討を開始することとし、実施計画の見直しを提案。																			57	
		市 （新規）	4-3-4																	（新規）平成23年度に他都市の状況調査を行った。協議会へ報告する予定としており、これを契機に導入検討を進めることとし、あわせて関係者に「市」を加える実施計画の見直しを提案。																			57	
		市	4-4-4		ＩＣカード導入費用の支援制度の導入検討																	支援制度の導入を検討する上では、導入可否の議論が先行すべきであり、当該議論にあわせ、制度の検討を行うこととする見直し案を提案。																		
	利用しやすいバス運賃の検討	地元関係者からの利用者確保を前提とした提案を受けた試験的な料金の値下げ（トリガー方式）	バス事業者	5-1-1	市民・地元関係者との協議・協定締結	●														未実施（一括再検討） 今後は、実現に向けた、役割分担の再構築を含めて具体的な計画を協議会で協議することとし、見直しを提案。	●																			61
			市民・地元関係者	5-1-2	交通事業者との協議・協定締結																																		61	
			市	5-1-3	市民・地元関係者とバス事業者との協定締結を仲介																																		61	
	バスのゾーン制料金等の導入によるバス運賃支払いの単純化	バス事業者	5-2-1	バス運賃支払いの単純化の検討	●															引き続き検討する。	●																			62
		市	5-2-2	ゾーン制料金導入の支援（実証実験への補助等）																未検討。平成23年10月実施のコインバス事業の効果を含めて、検討することとし、実施計画の見直しを提案。																			62	
	商業施設との連携による割引制度の拡大	バス事業者	5-3-1	割引クーポン等の配布、割引運賃の設定等	●															申出があれば、積極的に対応していくが、現在のところ申出がない。	●																			64
		商業施設	5-3-2	割引制度の割引費用負担																具体的検討は、行っていない。現在、秋田市が「循環移動バス社会実験」の計画を進めており、その料金体系を含めた動向を見極めてからの方が効果的な実現と考える。																			64	

4.5 目標を達成するために行う施策およびその実施主体

注1) 施策の評価について
注2) 実施計画について

I. 実施が不可欠なもの
 ➡ 検討

Ⅱ. 低コストで効果が見込まれるもの
実証実験・効果検証  本村

Ⅲ. 一定のコストを要するものの、効果が期待され、社会実験により検証を行う施策
導入(実証実験で効果が検証できた場合)  本格実施

[illegible]

4.5 目標を達成するために行う施策およびその実施主体

注1) 施策の評価について

注2) 実施計画について

I. 実施が不可欠なもの
⇨ 検討

II. 低コストで効果が見込まれるもの
⇨ 実証実験・効果検証

III. 一定のコストを要するものの、効果が期待され、社会実験により検証を行う施策
⇨ 本格導入(実証実験で効果が検証できた場合)

⇨ 本格実施

地域	目標を達成するために行う事業	関係者	№	事業内容	施策の評価			当初実施計画（年度）												報告および見直し内容	施策の評価			変更後の実施計画（年度）												関連ページ
								短期				中期				長期								短期				中期				長期				
					I	II	III	21	22	23	24	25	26	27	28～	I	II	III	21		22	23	24	25	26	27	28～									
郊外部	代替交通の導入	住民組織や地元関係者（企業等）が参画した組織による代替交通の導入、運営準備	市民・地元関係者	8-1-1	代替交通導入の検討組織として研究会を設立、運営（東部地域）	●												平成21年度に地域の代表者が委員となって研究会を設置し、代替交通の運行内容などについて協議を重ねた。その後、運行協議会（№8-1-5）に引き継ぎ事業完了。	●														77			
			市	8-1-2	研究会の設立、運営を支援	●													地域の代表者が委員となって研究会を設置し、運行内容などについて協議を重ねた。市は委員および事務局として研究会の運営を支援した。なお、運行協議会（№8-1-5）に引き継いだことから事業を完了とする。	●														77		
			市民・地元関係者	8-1-3	代替交通の運営検討組織としての運行協議会の設立、運営（南部地域）	●													地域の代表者が委員となって、秋田市マイタウン・バス南部線運行協議会を設置し、利便性向上に向けた協議を重ね運行支援を行っている。	●														77		
			市	8-1-4	運行協議会の設立、運営を支援	●													地域の代表者が委員となって、秋田市マイタウン・バス南部線運行協議会を設置し、利便性向上に向けた協議を重ね運行支援を行っており、市は委員および事務局として運行協議会の運営を支援している。	●														77		
			市民・地元関係者	8-1-5	代替交通の運営検討組織としての運行協議会の設立、運営（東部地域）	●													地域の代表者が委員となって、秋田市マイタウン・バス東部線運行協議会を設置し、利便性向上に向けた協議を重ね運行支援を行っている。	●														77		
			市	8-1-6	運行協議会の設立、運営を支援	●													地域の代表者が委員となって、秋田市マイタウン・バス東部線運行協議会を設置し、利便性向上に向けた協議を重ね運行支援を行っており、市は委員および事務局として運行協議会の運営を支援している。	●														77		
			市民・地元関係者	8-1-7	代替交通として導入されたマイタウン・バスの運営検討組織としての運行協議会の運営（西部、北部地域）	●													地域の代表者が委員となって、秋田市マイタウン・バス西部線および北部線の各運行協議会を設置し、利便性向上に向けた協議を重ね運行支援を行っている。	●														77		
			市	8-1-8	運行協議会の運営を支援	●													地域の代表者が委員となって、秋田市マイタウン・バス西部線と北部線それぞれに運行協議会を設置し、利便性向上に向けた協議を重ね運行支援を行っており、市は委員および事務局として運行協議会の運営を支援している。	●														77		
			協議会	8-1-9	車両導入に関する支援制度の創設	●														イニシャルコスト低減のため車両の導入方式を買い取りではなく、リースに変更したことで、支援制度は不要となった。以上のことから事業完了。	●														77	
			市	8-1-10	グループインタビュー等による市民・地元関係者のニーズの把握とこれを反映した代替交通の検討を支援	●														秋田市マイタウン・バス北部線および南部線の運行形態の決定において、事前にグループインタビュー等により、市民・地元関係者のニーズを把握し、これを研究会において参考とした。今後は、利用者代表も含めた、地元代表者による運行協議会で、利便性向上に向けて、運行形態の変更を進めていく。以上のことから事業を完了とする。	●														77	
	住民組織や地元関係者（企業等）が参画した市民団体やNPO法人等の組織を設立して代替交通を運営し、運行事業者に運行委託	協議会	8-2-1	代替交通の運営の担い手養成を目的としたモビリティマネジメントの実施	●													未実施（一括再検討） 今後は、平成24年度以降、市が実施スキームの再検討を含め、骨子を作成。あわせて、№8-2-1～8-2-6の事業案を提案。これらを協議会に提示し、検討の契機とする。	●																	82
		市民・地元関係者	8-2-2	市民団体やNPO法人等の組織を設立して代替交通を運営	●																															82
		市民・地元関係者	8-2-3	商業施設などの沿線施設、地域住民による利用促進活動や資金協力	●																															82
		市	8-2-4	運営に関する支援制度の創設	●																															82
		市	8-2-5	運行事業者、関係機関との仲介	●																															82
		運行事業者	8-2-6	運行の受託および運営への協力	●																															82

4.5 目標を達成するために行う施策およびその実施主体

注1) 施策の評価について

注2) 実施計画について

I. 実施が不可欠なもの
⇨ 検討

II. 低コストで効果が見込まれるもの
⇨ 実証実験・効果検証

III. 一定のコストを要するものの、効果が期待され、社会実験により検証を行う施策
⇨ 本格導入(実証実験で効果が検証できた場合)

⇨ 本格実施

地域	目標を達成するために行う事業		関係者	No.	事業内容	施策の 評価		当初実施計画（年度）												報告および見直し内容	施策の 評価			変更後の実施計画（年度）												関連 ページ							
								短期			中期				長期									短期			中期				長期												
						I	II	III	21	22	23	24	25	26	27	28～	I	II	III		21	22	23	24	25	26	27	28～															
郊外部		代替交通の運行	市	8-3-1	代替交通の費用負担	●														秋田市マイタウン・バスの運行経費の不足額を補填している。	●														87								
		バス事業者の使用する行政財産使用料の減免	市	8-4-1	バス事業者が使用する行政財産使用料を減免 対象：雄和市民センター内のバス専用レーン・バス乗り継ぎ敷地等	●														減免を実施している。	●														87								
		中心部のバス路線や鉄道へのスムーズな乗り継ぎの確保	市	8-5-1	中心部のバス路線や鉄道と郊外部の代替交通の乗り継ぎ拠点整備		●													乗り継ぎ拠点の整備は必要に応じて施設管理者と協議の上、検討することとし、これまで該当する施設がなかったことから未実施。 なお、平成23年度に乗り継ぎ拠点の利用環境改善要望があったことから、平成24年度に実施するため、施設管理者と協議中。このことにより、実施計画の見直しを提案。		●																					88
			バス事業者	8-5-2	中心部バス路線や鉄道と郊外部の代替交通のスムーズな乗り継ぎを確保するためのダイヤおよび乗り継ぎ地点の調整	●													市やマイタウン・バス運行事業者に対して、中心部バス路線とのスムーズな乗継ぎを確保するため、ダイヤ改正の情報を提供している。	●														88									
			鉄道事業者	8-5-3			バス事業者に対して鉄道とのスムーズな乗継ぎを確保するため、ダイヤ改正の情報を迅速に周知している。															88																					
			運行事業者（新規）	8-5-4			（新規）当該事業においては、郊外部のマイタウン・バスを運行する運行事業者の役割も不可欠とし、関係者に「運行事業者」を加える。 報告としては、ダイヤ改正がある場合には、鉄道事業者、バス事業者から事前に情報提供して頂き、スムーズな乗り継ぎの確保に努めている。 また、マイタウン・バス西部線や南部線は、通学や通勤に、鉄道や路線バスを乗り継ぎして利用している利用者もいることから、更なる連携が求められる。															—																					
	バス運行情報提供の充実	わかりやすいバスマップ作成および配布、幹線バスのバス停での掲示	協議会 運行協議会	9-1-1	バスマップの試作とモニターによる使いやすさの向上	●														未実施。今後、関係者を秋田市マイタウン・バスの運行支援を行っている「運行協議会」に変更し、継続的に検討・実施していくこととする見直しを提案。	●														51								
			市・市民	9-1-2	継続的なバスマップの作成・配布														未実施。運行協議会の検討結果を受けて、今後、バスマップを作成することとする実施計画の見直しを提案。													51											
	バス利用環境の改善	市内バス・公共交通で利用可能なＩＣカードの導入検討	バス・鉄道事業者・協議会	10-1-1	ＩＣカードの導入検討	●														ＩＣカードの導入検討は、中心部と合わせて行う必要があり、No.4-3-3とあわせた見直しを提案。	●														57								
			市	10-1-2	ＩＣカード導入費用の支援制度の検討														ＩＣカードの導入検討は、中心部と合わせて行う必要があり、No.4-3-3とあわせた見直しを提案。													57											
	公共交通利用の促進	マイカーから公共交通への転換に向けた市民への啓発を目的としたモビリティ・マネジメントの実施	協議会	11-1-1	マイカーから公共交通への転換に向けた市民への啓発を目的としたモビリティ・マネジメントの実施	●														未実施（中心部（No.6-1-1）と一体となった取り組みを行う必要がある。）	●														66								
	利用しやすいバス運賃の検討	地元関係者からの利用者確保を前提とした提案を受けた試験的な料金の値下げ（トリガー方式）	バス事業者 運行事業者	12-1-1	市民・地元関係者と協定を締結	●														未実施（一括再検討） 今後は、マイタウン・バスの各地域の運行協議会に提案し、検討する。 なお、平成23年現在、路線の廃止により、郊外部はマイタウン・バスが運行していることから、No.12-1-1の関係者を「運行事業者」に変更することを提案。	●														61								
			市民・地元関係者	12-1-2	交通事業者と協定を締結														61																								
			市	12-1-3	市民・地元関係者とバス事業者との協定締結を仲介														61																								

4.5 目標を達成するために行う施策およびその実施主体

注1) 施策の評価について

注2) 実施計画について

I. 実施が不可欠なもの
⇨ 検討

II. 低コストで効果が見込まれるもの
⇨ 実証実験・効果検証

III. 一定のコストを要するものの、効果が期待され、社会実験により検証を行う施策
⇨ 本格導入(実証実験で効果が検証できた場合)

⇨ 本格実施

地域	目標を達成するために行う事業		関係者	No.	事業内容	施策の 評価			当初実施計画（年度）										報告および見直し内容	施策の 評価			変更後の実施計画（年度）										関連 ページ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
									短期			中期				長期							短期			中期				長期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						I	II	III	21	22	23	24	25	26	27	28～	I	II		III	21	22	23	24	25	26	27	28～																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
公共交通空白地域	必要に応じて市・地元関係者が参画した組織を設立し、自ら生活交通の導入の検討	住民組織や地元関係者（企業等）が参画した市民団体やNPO法人等の組織を設立して代替交通を運営し、交通事業者に運行委託もしくは住民ボランティアが運行	市民・地元関係者	13-1-1	市民団体やNPO法人等の組織を設立して生活交通を運営	●												●																	89																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			市	13-1-2	運営組織設立・運営を支援																															未実施（一括再検討） 今後は、No.8-2-1～8-2-6Iに併せて検討することを提案。	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							